

定期監査報告書

令和8年6月16日

公立大学法人岩手県立大学
理事長 石堂 淳 様

公立大学法人岩手県立大学

監 事 三 河 春 彦



監 事 細 川 亮



私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度における業務の執行を監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

私ども監事は、事務局長等から業務運営の報告と業務処理の状況を聴取し、書面・証憑書類の査閲によりこれを確かめました。また、会計監査人から、監査の方法の概要について、報告並びに説明を受け、貸借対照表・損益計算書・純資産変動計算書・キャッシュフロー計算書・利益の処分に関する書類(案)・注記事項・附属明細書・事業報告書及び決算報告書の正確性について、検討を加えました。理事長及び副理事長と当法人との利益相反取引については、その有無を調査いたしました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人の監査の方法及び結果は、相当であると認める。
- (2) 財務諸表は、財政状態・運営状況、キャッシュフローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示していると認める。
- (3) 利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められない。
- (5) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認める。
- (6) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。
- (7) 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められない。
- (8) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用の状況を確認した結果、特に指摘すべき事項は認められない。
- (9) 理事長・副理事長・理事の業務執行に関しては、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実とは認められない。なお、理事長・副理事長と法人間の利益相反取引は認められない。

以 上